

令和5年5月10日

飯田市議会議長 様

総務委員長

閉会中の所管事務に係る継続調査の申し出について（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第2条第2項に規定する所管に属する事務について、管内及び管外の視察を行い、その結果を参考にして閉会中の継続調査をすることと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会会議規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

1 調査事項

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 企画部の所管に属する事項
- (3) 市民協働環境部の所管に属する事項
- (4) 危機管理部の所管に属する事項
- (5) 会計管理者の所管に属する事項
- (6) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (7) 監査委員の所管に属する事項
- (8) 公平委員会の所管に属する事項
- (9) 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- (10) 他の委員会の所管に属さない事項

2 調査目的

飯田市政の健全な発展に資するため

3 期間

委員の任期終了まで